

水産政策審議会
第39回 漁港漁場整備分科会

平成29年2月2日（木）

水産庁 漁港漁場整備部 計画課

水産政策審議会第39回 漁港漁場整備分科会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成29年2月2日(木) 午後1時30分

閉会 平成29年2月2日(木) 午後2時50分

2. 出席委員

(委員) 片石 温美 嘉山 定晃 川崎 一好
 中田 英昭 盛合 敏子 柳内 克之

3. その他出席者

(水産庁) 岡漁港漁場整備部長 吉塚計画課長 山本整備課長 坂本防災漁村課長
 浅川水産施設災害対策室長 他

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第39回漁港漁場整備分科会
議事次第

日 時：平成29年 2 月 2 日（木） 13:30～14:50

場 所：農林水産省本館 4 階 第 2 特別会議室

1 開 会

2 水産庁漁港漁場整備部長挨拶

3 議 事

（協議事項）

①漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の見直し（素案）の修正について

②新たな漁港漁場整備長期計画（原案）について

4 閉 会

○吉塚計画課長

水産庁計画課長の吉塚でございます。

ただいまより第39回漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

初めに、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、本分科会の定足数は過半数とされております。本日は委員定数7名中6名の委員の方が出席されており、定足数を満たしております。本日の漁港漁場整備分科会は成立しております。

議事次第では水産庁漁港漁場整備部長より挨拶を申し上げることになっておりますが、現在国会関係の会議に出席しておりますので、こちらに到着次第挨拶を申し上げます。

それでは、水産庁側の出席者を紹介させていただきます。

計画課長の吉塚でございます。よろしくお願いいたします。

それから、山本整備課長でございます。

坂本防災漁村課長でございます。

浅川水産施設災害対策室長でございます。

そのほか、水産庁の事務局が出席しております。

では、議事に入ります前に、お手元の資料をご確認させていただきます。

第39回漁港漁場整備分科会議事次第、委員一覧、座席表、資料一覧、資料1といたしまして、漁港漁場整備分科会における論点スケジュール、資料2といたしまして、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針についての委員からの主な意見とその対応、資料3といたしまして、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（案）、資料4といたしまして、漁港漁場整備長期計画についての委員からの主な意見とその対応、資料5-1といたしまして、漁港漁場整備長期計画（原案）、資料5-2といたしまして、新たな漁港漁場整備長期計画の原案の考え方について。また、委員の皆様には、お手元に資料・データ集として別冊の資料をお配りしております。

以上でございますが、不足しているものはありませんでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。

これより進行を中田分科会長にお願いいたします。

○中田分科会長 それでは、早速ですけれども、議事に入らせていただきます。

これまで委員の皆さんからいろいろご意見をいただきながら整理を進めてまいりました

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針案と漁港漁場整備長期計画案につきまして、本日は最終的な答申に向けての確認とまとめを行う予定になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず審議事項の1番目ですが、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の見直し（素案）の修正についてということで、事務局のほうから説明を受けたいと思います。資料の1から資料3までを一括して説明をお願いします。

○吉塚計画課長 それでは、資料1より順番にご説明申し上げます。

資料1でございますが、これまでの分科会における論点スケジュールを添付しております。今回の分科会は長期計画に関する検討の第4回目に当たりまして、主な重点課題というものを第3回目で方向性を打ち出してご審議いただいたわけでございますが、その最終的なといいますか、現段階での設定状況と、それを数値化した指標の確認ということになっております。

それから、漁港漁場整備基本方針につきましては、第3回目の分科会でかなり原案という形でご提示をさせていただいて意見をいただいておりますので、その修正状況も含めて内容の確認ということにしたいと考えております。

資料2でございます。基本方針についての委員の皆様方からの主な意見と、その対応（案）を示しております。

まず嘉山委員からは、漁村に外国人訪問客を呼び込むためには、海関係以外のニーズにも対応していけるようなことを検討する必要があるのではないかという意見が出されました。盛合委員からは、貝殻のリサイクルの観点を盛り込んでほしい。それから橋本委員からは、南海トラフ地震など巨大地震に対する懸念が強調されるよう、記述ぶりを工夫してはどうか。片石委員からは、漁村のにぎわいを創出するために目指すものとしては、経済効果の向上、定住人口の増加・維持、雇用の創出、新たな産業創出等であろうが、その目的をしっかりと整理してほしい。中田分科会長からは、「水産生物のすみかや産卵場となる」云々という記述につきましては違和感があるので再考を願いたいという意見でございました。

この意見に対しまして、まず嘉山委員からの意見につきましては、今後、施策を展開していく上で参考とさせていただくほか、その他、盛合委員、それから橋本委員、片石委員、中田分科会長の意見につきましては、本文中で修正を行っているところです。

資料3をご覧ください。資料3、基本方針（案）でございます。

この中で序文につきましては、1ページの序文の中段でございますが、橋本委員から寄せられました意見を反映し、「先の東日本大震災による地震・津波により被害を受けた漁港・漁場・漁村は、現在、復旧・復興の途上にある一方、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震が依然として高い確率で発生することが予測されており、加えて、気候変動による台風・低気圧災害の激甚化や漁港施設の老朽化の加速などの災害リスクの増大が懸念されている」というふうに変更をしております。

そのほか、この方針の内容につきましては、まず基本的な方向の中では、これまで提示してきました4つの柱を明記するとともに、4ページの下の方でございますが、中田分科会長の意見を反映させて「水産生物の産卵場や成育場を含む漁場の整備に取り組む」と、文言の適正化を図っております。

それから6ページでございますが、片石委員の意見を反映して、漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出の項目で、「水産業の6次産業化や都市漁村交流の推進と生活や就労環境の改善を進めることで、漁村の賑わいを創出し、漁村への就業の促進、地域の雇用・所得の増加等につなげる」という文章に修正をしております。

それから、大きな柱のⅡの漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項につきましては、これは大きな柱のⅠの基本的な方向性に従い、効率的に事業を実施していくための配慮事項を明示している文章でございますが、この中ではポイントとしまして、公共工事の品質確保のための中長期的な担い手の育成や確保、それから優先して取り組むべき技術課題の設定と計画的な技術の開発・普及、それから、9ページになりますが、リサイクルの推進という項目の中で、貝殻などの水産系副産物や間伐材の有効利用ということを盛合委員の意見を反映して修正をしているところです。

そのほか、大きな柱のⅢ、10ページでございますが、必要とされる技術的指針に関する事項につきましては、施設の目的・機能に応じ、その備えるべき性能の明確化や施工上必要とされる技術的指針を明示した文章になっているところです。

それから、大きな柱のⅣ、事業の推進に関し配慮すべき環境との調和に関する事項につきましては、事業を円滑に推進していくために自然環境や社会環境との調和に関する配慮事項を明示しているものでございます。

大きな柱のⅤ、その他の漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項につきましては、その他の配慮事項を明示する部分なのですが、この中では15ページのⅤの1のところを訪日外国人を含む旅行者の漁村への誘致促進を図るための施設整備というものが掲げられてお

りますので、こういうことを推進する際に嘉山委員からの意見についてはいろいろ配慮を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、資料3までの説明を終わりたいと思います。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

漁港漁場整備基本方針案について、前回からの修正点を中心に説明をしていただきました。資料2のほうには、前回分科会でいただいた委員の皆さんのご意見への対応を整理していただいております。そこら辺も含めまして、この基本方針、素案というふうになっておりますけれども、これについて内容を具体的にご確認いただきたいと思いますが、何かご質問、あるいはご意見等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

前回までに、かなり基本方針の案についてはいろいろな意見をいただいて整理を進めてきたところではございますけれども、何か追加のご意見等ございませんでしょうか。

よろしければ、この後の漁港漁場整備の長期計画のほうとも関連する問題でもございますので、とりあえずこの基本方針の素案について、おおむねご了承いただいたということで、細かい訂正等については、各委員のところでもう一度確認をしていただくプロセスをとることになると思いますので、特に大きな議論になるようなところがなければ、こういう形でお認めいただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の審議事項に移らせていただきます。本日の審議事項の2番目ですね。新たな漁港漁場整備長期計画（原案）についてということでございます。

事務局のほうから、まず説明を受けたいと思います。資料の4から資料5－2まで説明をよろしくお願いします。

○吉塚計画課長 資料4でございます。長期計画についての委員からの主な意見とその対応（案）ということで整理させていただいております。

前回の委員会では、まず橋本委員から、事業評価や政策評価に当たって、成果を達成するまでのプロセスがわかりにくくなるおそれがあるのではないかと。それから、分科会長からは、ICT等の活用とあるが、その具体的な取り組みを今後整理してほしいということ。それから、片石委員からは、漁村の賑わいの創出の成果目標である、「漁業地域の活性化により増加した都市漁村交流人口」について、関連する整備目標や事業量が見当たらないということで指摘を受けております。それから、同じく片石委員からは、地方の漁村に人を呼び込むためのツアーを企画しようとする、費用と時間がかかるため、必要な支援策を講じてほしい。それから、川崎委員からは、流木による被害を防ぐために、河川、森林、

治山等の関係部局と連携して対策を講じてほしいというような意見をいただきました。

これにつきまして、まず橋本委員の意見については、国民にわかりやすくイメージしやすいように、これまでの成果目標に加えまして整備目標、アウトプットというものを加えた2段階の構成にしているということでございます。

それから、中田委員、それから片石委員の意見、それから川崎委員の意見については本文のほうに反映するとともに、片石委員の漁村に人を呼び込むためのツアーについての必要な支援については、平成29年度より渚泊推進対策において必要な支援措置が可能となるように考えているということでございます。

こういったものを踏まえまして本文を、前回は長期計画の骨子案ということでお示しをしたわけですが、現段階ではこれを文章化いたしまして原案という形でお示しをしているものでございます。なお、この原案につきましては文書審査等がありますので、表現の適正化が若干行われる可能性がございます。ただ、内容につきましては、基本的に骨によるところでございます。骨になるところにつきましては資料の5-2のほうに整理をさせていただいておりますので、そこでしっかり議論をしていただければと思っているところです。

では、資料の5-2をお開きください。

資料の5-2は、新たな漁港漁場整備長期計画の原案の考え方についてということで、前回お示したものを修正しまして作成しています。基本的な長期計画の方向性の柱であるとか、こういったものについては、もう再三になると思われしますので、ここでは詳細な説明については省略させていただいた上で、今回新たに変わっているところを重点的に説明していきたいと考えています。

長期計画の柱につきましては、従前のおり4つの柱を掲げております。1つは水産業の競争力強化と輸出促進、それから豊かな生態系の創造と海域の生産力向上、大規模地震に備えた対応力強化、それから漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出、これは前回示したものと変更ございませんが、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上の一番下のほうに「効果の把握、新たな知見や技術の活用とともに資源管理と併せた沖合漁場整備を推進」ということで、前回でも沖合漁場整備の推進は掲げていたんですけども、これをもう少し具体化して記述をしているところがございます。それとともに、一番下の枠囲みで横串になっていますが、「漁港漁場整備の管理の高度化（漁港施設の管理や漁港施設の機能保全の効率化など）」ということで、ここに係るものは、要するにICTとか、

そういったものを活用して管理の高度化をやっていこうというものをお示ししているところでございます。

2ページでございますが、重点課題の1でございます。水産業の競争力強化と輸出促進の中では、特に変更点は、次期長期計画における実施の目標の中で1ポツの中段、大型漁船等へ対応した岸壁の整備など陸揚機能の強化ということで、これは表現ぶりを変えただけでございます。それから、最後のところでございますが、輸出拡大が見込まれる水産物の漁場整備ということも、これもちょっと文章の適正化を図ったということでございます。

目標と事業量といたしまして、3ページでございますが、重点課題の目標とすべきアウトカムにつきましては、水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物取扱量の割合ということで、5年間でおおむね50%増ということを見込んでおります。これは非常にわかりにくい表現になってはいますが、具体的には、大体ボリューム的には拠点漁港が150ぐらいありますので、そこで取り扱われる量を110万トンぐらい、こういう衛生管理など、要するに品質を向上させようという目標でございます。

それから、水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港のうち、輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港において、新たに輸出を拡大した漁港の数ということで、これは量的な拡大を図る漁港と、あと、量は変わらないんですが、要するにいろいろな国に広く販売しようという漁港など、こういったものを合計で60漁港ふやすという目標を掲げているところです。

アウトプットのところでございますが、水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港のうち、輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港において、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合。現状24%が33年までにおおむね50%にするというものでございます。この母数になる漁港の数は、おおむね160港ぐらいを考えておりますので、大体80漁港ぐらいでこういったものを構築したいというふうに考えているところです。

次に、水産物の流通拠点となる漁港のうち、新たに大型漁船の円滑な利用を可能にする等により陸揚機能の向上が図られた漁港の数ということで、おおむね20漁港で増やしていきたいと考えております。

それに必要な整備の事業量といたしましては、アのところで水産物の流通拠点となる漁港における整備漁港数をおおむね90漁港、それから地域の中核的な生産活動等が行われる地区における整備地区数をおおむね150地区ということで計画をしているところでござい

ます。

続きまして、重点課題の2でございます。重点課題の2、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上につきまして、変更点につきましては、これも文言の適正化を図っただけでございますが、次期長期計画の実施の目標の2ポツのところでは沖合域の生産力向上といたしまして、沖合の漁場整備等のさらなる展開ということでございます。

その目標とする成果の目標につきましては、5ページでございますが、水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備による新たな増産量ということで、これは5年間でおおむね8万トン増ということを目指して掲げたいと考えています。

アウトプット、整備目標といたしましては、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための整備海域数、5年間でおおむね25海域、藻場・干潟等が減衰している海域において、藻場・干潟の総合的な回復対策を講じた海域数を5年間でおおむね75海域という目標を掲げまして、これに必要な事業量といたしまして、魚礁や増養殖場等の整備面積をおおむね5万ヘクタール、漁場の効用回復に資する堆積物除去等の実施面積をおおむね15万ヘクタール、藻場・干潟の造成面積をおおむね7,000ヘクタールと計画をしているところでございます。

続きまして、大規模自然災害に備えた対応力強化に関しましては、大きな変更点はありません。

その目標でございますが、7ページ、アウトカムといたしましては、地震・津波に対する防災拠点の強化対策が講じられた漁村の人口比率、27年度48%のものを、平成33年にはおおむね60%としたいというふうに目標を掲げています。これにつきましては、漁村の人口比率の母数になるものは、全国の漁村人口が大体110万人と推測しておりますので、それを母数にして、大体60%ぐらいまで対策を講じたい。

それから、水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合。28年度はまだゼロなんですけど、これは遅れていますので、長いスパンで考えて10年後に80%を目指すこととし、5年後の目標としましてはおおむね30%で災害時の早期回復を図る体制をとりたいということでございます。この母数になりますのは、流通拠点の漁港数150漁港でございます。

それから、整備目標につきましては、被災時に救援活動、物資輸送等の防災拠点なる漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合ということで、これは28年度は7%なんですけれども、これも遅れていますので、10年後に80%に持って

いくという目標を掲げて、当初の5年間で30%まで向上させたいというふうに考えています。この母数になる港数は110港でございます。

続きまして、水産物の流通拠点となる漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合。28年度は5%でございます。これも遅れていますので、10年後におおむね80%を目指すということにしまして、5年後におおむね30%まで整備したいということです。この母数になる漁港数は、2番目と一緒に150港を想定しています。

これらに必要な事業量といたしまして、漁村における地震・津波に対する防災機能の強化のための整備地区数、おおむね300地区、それから水産物の流通拠点となる漁港における主要施設の耐震・耐津波化のための整備漁港数、これをおおむね70漁港、水産物の流通拠点となる漁港における事業継続計画（BCP）等の策定漁港数をおおむね150漁港というふうに計画しているものでございます。

続きまして重点課題4でございますが、漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出のところでございます。ここにつきましては大きな修正点は、次期長期計画における実施の目標のところの1番の下のほう、再生可能エネルギーの活用等というものを掲げ、それから、2番目のバリアフリー化、この辺も文章の適正化を行っているだけでございますが、その下の漁業集落排水施設や浮き桟橋の整備の推進等、既存ストックの最大限の活用の中では、インフラ長寿命化対策の中で計画的な機能の維持・保全というところを、前の方針とは変わりませんが表現の適正化を図っております。

これら成果目標でございますが、漁村の活性化により増加した都市漁村交流人口、5年間でおおむね100万人増、老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合を、現在66%でございますが、33年にはおおむね100%というふうにしております。

そのための整備目標といたしましては、アウトプットでございますが、漁業集落排水処理施設が整備された漁村の人口割合、27年度で65%のものを33年にはおおむね80%まで持っていきたい。水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港のうち、就労環境を改善した漁港の割合、現在51%のものを33年にはおおむね60%まで持っていきたい。緊急的に老朽化対策が必要な漁港のうち、対策の実施割合を5年間でおおむね100%に持っていきたいとしております。

これに必要な事業量といたしまして、漁村への訪問者増加に資する施設の整備地区数、おおむね100地区、漁業集落排水処理施設の整備地区数、おおむね200地区、水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港における就労環境改善のための整備地区数、おおむね80地区、

漁港ストックの有効活用に資する取り組みの実施地区数、おおむね50地区、緊急性の高い老朽化が判明した施設を有する漁港における機能保全対策のための整備漁港数、おおむね400漁港、漁港施設情報を集約化・電子化する漁港数、おおむね900漁港と計画をしているところでございます。

そのほか、今回、先ほど言いましたように横串の共通課題といたしまして、漁港漁場施設の管理の高度化といたしまして資料を10ページに追加をしております。

現状と課題につきましては、現在、漁港漁場施設は、昨今の海水温上昇がもたらす漁場環境変化、自然災害の激甚化、施設の急速な老朽化など、さまざまな変化にさらされている。これら変化に迅速かつ的確に対応しつつ、効果的に整備を推進していくためには、ICTを活用した高度な施設の管理の導入が有効と考えております。

この長期計画における実施の目標でございますが、これは施設情報の電子化等による効率的な管理技術の開発、それから、ICTを活用した藻場・干潟の変動状況や漁場形成等の把握、施設の老朽化情報のデータベース活用による機能保全の効率化というものを目標として掲げております。これは共通課題でございますので数値目標はございません。

左のほうに例示がありますが、予防保全の効率化に資する技術開発といたしまして、いろいろリアルタイムで情報を蓄積できる、あるいはそれを分析できるような漁港点検システムというものもあります。それから、漁港施設情報の電子化手法の開発といたしまして、GISを活用して現地計測に基づいて作成したデータベース等を相互にリンクさせたシステムを構築していきたいというようなものでございます。現在、これは北海道開発局のほうで一部実施をされております。

それから、ICTを活用した藻場のモニタリング手法の開発といたしましては、人工衛星であるとかドローンであるとか、こういったものを活用しつつ効率的に藻場・漁場、ここは藻場ですけれども、藻場の状況把握ができるような、こういった技術を活用するということを想定しているところでございます。

以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、漁港漁場整備長期計画、原案の審議を行います。資料の5-1のほうに長期計画の原案、それから資料5-2のほうにその要点や考え方をまとめていただいております。前回は定性的に方向性を主に議論したところですが、本日の原案には、そこに具体的な数値が入った指標や施策の内容、あるいは事業量を含む形になっています。少し

時間をとっていろいろご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは私のほうから。この重点課題の2についてなんですけれども、資料5-2の実施の目標の中には気候変動等による海洋環境の変化への対応、これは温暖化対応みたいなことが中心なのかもしれないんですが、そういう項目が入っているんですが、原案の実施の目標の中には、そのことが余りはっきり書かれていないように思うんです。そこら辺は整合性がとれるようにしておいたほうがいいのではないかとということが一つです。

それに関連して、この気候変動、特に温暖化で海洋の環境や海洋生物の分布等が変化することを把握しながら、水産生物の産卵場や成育場を含む漁場の整備に取り組むというのが基本方針の中に書き込まれているわけなんですけれども、それに対応した施策といいますか、いろいろな整備の中身というのが、もう一つクリアでないんですけれども。

例えば温暖化が進んで藻場とか干潟にいろいろな影響が出てくるというようなことには、藻場・干潟のいろいろな整備というようなことで対応されている部分があるんだろうと思うんですが、それは1番目の効果的な沿岸環境の改善対策の中でも、それが中心になっていて、温暖化に伴って生物の分布域とか生息場所そのものが変わっていくような実態を把握して、それに何か対応していくような整備方策を考えるというようなところが余りはっきり見えないような感じがするんですね。そこら辺はなかなか対応が難しいところかもしれないんですけれども、どういう取り扱いをしていけばいいのか、少し考える必要があるかもしれないなと思いました。その点、何かあればお伺いしたいんですけれども。

○内田補佐 お答えします。

原案の4ページ目、本文のほうを見てください。問題意識は、要するに漁場環境が相当変化しているだろうということで出発点としては書かせていただいております。ただ、具体的に事業量のようなものを書き込むという段階では、具体的に気候変動に対応してこのような整備をこれだけやるということまでは残念ながら書き込めませんでしたけれども、例えば2番の(1)番の実施の目標の中で、まず3行目あたりですかね。「沿岸環境の改善に当たっては、広域的に藻場・干潟の衰退や貧酸素水塊などの底質・水質悪化の要因を把握し」ということで、積極的に海洋環境が変化していくということをとらまえていこうと。ここは直接的に気候変動と書いておりませんが、海洋環境というのが相当変わってきているということで、こういった要因を広域的に把握する。こういった観点でしっかり書かせていただいております。

それと、その後ろに「磯焼け対策技術、サンゴ増殖技術やICT等を活用した」とあり

まして、直接気候変動で海洋環境がこう変わったからこうするんだと、そういった技術的に確立したものというのはまだございませんけれども、そういった関係する技術というのをしっかり開発していこうというような趣旨も、こちらのほうに書かせていただいております。

○中田分科会長 確かに事業量というような形で示していくのはなかなか難しいのですが、現段階で温暖化が進行していくのに伴って、いろいろな生物の分布とか生息状況が変わっていく、その実態を把握するためのモニタリングみたいなことは施策としては非常に大事で、今も既に行われていると思うんですけども、そこら辺に対応するというのは、この水産政策審議会の長期計画の中ではどういうところでどういう対応をされるようになるのか、教えていただけますか。

○内田補佐 目指す成果に整備目標を（ア）と（イ）と挙げさせていただいております。この中には直接気候変動という言葉は入っておりませんが、例えば（ア）ですね。これは、要するに広域的に漁場の水産生物がどのように暮らしているのかというものをトータルで把握していこうということでございます。ここで直接海水温という言葉は出ておりませんが、思想としては、広域的な漁場環境の変化についてしっかり把握していくという、そのような海域数を25海域、モニタリング等も行いながらという目標で、まず25海域というのを挙げさせてもらっております。

それと、藻場・干潟ですね。ここもやはり「藻場が減りました。じゃ、回復させましょう」というだけではなくて、やはり総合的にソフトとハードで広域的に、そういうビジョンをつくっていくという趣旨で、ここも目標を設定させていただいております。

○中田分科会長 そうすると、この整備目標、アウトプットの①のほうにそれに関連する中身が入っているというふうに考えればいいですね。

○内田補佐 それを意識して作成しております。

○中田分科会長 それに関連して、もう一つ細かいところですけども、この海域という単位はどのような数え方になるのでしょうか。ちょっとそこがよくわからない。

○内田補佐 例えば、整備目標の2つ目については言えば、全国を87海域おまして、水産庁の調査で、どうもその87のうち75が藻場・干潟が減っていますよという調査結果が得られております。これに基づいて、そういった減っている海域については、先ほど申し上げましたように藻場・干潟について広域的な視点からモニタリング等をして回復対策を講ずるといふ、マスタープランといいますか、総合的な計画を作成するというところでござい

ますけれども、そういう分け方をしております。

○中田分科会長 何か、事業量として面積が出て、成果では海域数という形で数が出てはいるんですが、その背景にある母数みたいな情報がないので、効果の比率といいますか、その程度が、これを見ただけではよくわからないので、何かそういうものが見えるようになる方法があれば、もっとわかりやすくなるかなというふうに思いました。それはこれから最後にまとめるところまでに少し工夫していただければと思います。

すみません。ちょっと長くなりました。

ほかに何かご意見があれば、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、先に手が挙げた盛合委員、お願いいたします。

○盛合委員 新たな漁港漁場整備長期計画の中に女性と高齢者という文言があって、大変うれしく思っております。私の地域は女性も船に乗って出漁します。そしてウニやアワビと一緒に、夫婦船であったり親子船であったり出漁するのですが、その後に港に入ってきたときに、満潮のときはいいんですが、干潮のときに、陸上げ時に、ホイストクレーンがついているけれども、混んで時間がかかる時があります。私、行政にも何回ともなくお話をさせていただいているのですが、なんとか漁港から上がりやすいなはしごだったり何なりをつけてほしいと。それも、しけが来たときに壊れるんじゃなくて、壊れないようなものをちゃんとつけてほしいと言うと、「ここは県の漁港だから」とか、第一種だから、第二種だからというような逃げ道が必ず来るんですよ。

それでお願いしたいのは、こうして立派な計画とか漁港づくりについて出ましたので、ぜひそこは省庁連携してといいますか、国だから、県だから、市だからというような、みんな逃げ道を通さないで、是非、つながるようにやって頂きたいと思います。そうじゃないと、本当に港から人がいなくなるかなという、以前にもお話しさせていただきましたが、危機感も正直持っている部分もあるんです。港は男性だけが使っているものではありません。女性も高齢者も子供もみんな使っております。ぜひそういう目を持って、いろいろな省庁が連携しての事業を推進していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○吉塚計画課長 干潮の海は非常に漁港が使いにくいという話は全国的に、特に瀬戸内海とか有明に限らず、太平洋沿岸では広くそういう状況になっています。かなり高齢化も進んでいますので、これを改善するために、今回の柱の一つとして掲げているとともに、新たな公共予算だけではなくて、公共事業というのは比較的管理者のほうに行く予算なんですけれども、非公共予算というのもつくりまして、使いやすい機能を改善する、増進させ

るような事業というものを予算措置しましたので、それを十分に活用して、できる限り期待に応えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○盛合委員 ありがとうございます。

○中田分科会長 それでは片石委員、お願いします。

○片石委員 まず、前回申し上げた意見に対して資料3と資料5のほうでそれぞれご対応いただきまして、どうもありがとうございます。

とりあえず、この資料5-2に関して、9ページです。交流人口の増加に対応する事業量なり整備目標がないということで前回もお話し申し上げたんですが、今回、この事業量にアという部分で漁村への訪問者増加に資する施設の整備地区数、おおむね100地区ということですが、この100地区の根拠を教えてください。

次に、訪問者増加に資する施設は、例えば直売所だとか女性部が経営する食堂だとかある野だと思いますが、いざつくろうとすると、国の用地だからできないとか、規制や障害が多いので、あらかじめ浜プランなどで地域の計画を作るときに、いろいろなニーズを聞いて、進めてほしいと思います。

それと、3つ目は、5ページですが、右下の図です。これは何の図なんだろうと。縦軸がトンになっているので増産量の数字だとは思いますが、28年までなので、ここで示すのであれば、これから先の33年の目標値を入れるとかされてはいかがでしょうか。

以上です。

○吉塚計画課長 浜プランは非常に重要な施策だというふうに考えておりますし、それに位置づけられたものにつきましては優先的に事業を実施しますし、漁港の用地の手続についても優先的に簡略化していこうということで、今検討をしています。それとともに、この増産目標の5ページの部分ですけれども、今の長期計画では一応11万トンの増という目標を掲げていまして、それに伴う実績値をここに示しているわけですが、今回8万トンにしている理由は、今からの食料需給予測を参考に、大体漁港漁場整備が果たすべき役割の分担量というような考え方で8万トンというものを掲げさせていただいているということでございます。

○中田分科会長 今のでよろしいですか、片石委員。

○坂本防災漁村課長 100地区ですけれども、実は農泊関連の予算が来年度から農水省全体で50億つくわけです。それで、水産の場合はそれを渚泊という形で通称させていただこうかと思っているんですが、水産の分け前というか割り当てが50億のうちの10億。普通で

あれば大体5億が相場なんですけれども、今回倍ぐらい水産の割り当てがあるということで、それで5年ぐらい事業をやれば50億円。そうすると大体2分の1の負担ですので、2を掛ければ100億円の事業。そうすると、大体先ほど片石委員がおっしゃったような事業というのは1件当たり1億円前後あればできますので、そういった部分での100という話と、もう一つは、それではいいかげんだとも言われかねないので、都道府県のほうにも事業要望をお伺いしております。つかみで大体どのぐらいでできそうかということで、そうすると積み上げたものが100件前後となっておりますので、今後しっかりと私どもも、事業を実施していただけるよう売り込みとかセールスしていかなければいかんわけですが、そういったところの中で、ある程度事業費の確保と、それから要望を踏まえれば、この程度はいけるだろうということがこの数字です。

○片石委員 ありがとうございます。よくわかりました。

○中田分科会長 それでは、ほかに何か。

川崎委員、お願いします。

○川崎委員 集落の排水処理の関係なんですけれども、9ページですね。これも平成33年、おおむね80%ぐらいになるというんですけれども、全国でそのぐらいになるんですか。

○内田補佐 全国の漁村でということですか。全国の漁村で、今目標にお示ししたとおりを目指すということです。

○坂本防災漁村課長 大風呂敷を広げるかもしれませんが全国です。それで、要は、集落については、その処理場なんか、もしくは本管も含めまして、昔は漁業集落排水のみで単独でやっていたんですけれども、最近は普通の下水道事業とか、いろいろなものをつなげながら効率的にやっていくということもありますので、今までみたいな形ではなくて、例えば大きな予算でなくとも整備は進んでいくというふうに予想しておりまして、そういった意味で、今回の意欲的というか、野心的な数字が出ております。

○川崎委員 聞きたかったのは、私どもの漁村では終末処理場をつくって、家庭排水はそこへ処理されるように実はなっているんです。ところが今、市場を新しくつくったり、あるいは小さい加工屋さんが海水を使ったものを流すような施設になっていないんですよ。それで、この間も町長と話したんですけれども、それができるような施設にしてもらいたい。そうすると、終末処理場は1つで単体で加工屋さんがつくるといことになると莫大な費用がかかる。それを民間でやれというのはちょっと無理だと僕は思うんですね。ですから、そういう大きな施設にしてくれるのに、国もその方向性と、もしくは補助対象にそ

ういったところをするという計画なんですか。

○坂本防災漁村課長 集落排水というのは、基本的には生活排水を主に対象にしているということですので、今、川崎委員がおっしゃったことは、むしろ構造改善事業とか、そっちのほうの廃棄物処理施設というような中で対応していけるのではないかと考えておりますし、むしろそういった部分でご相談いただければ、私どもとしては決して逃げずにご相談させていただきたいと思います。

○川崎委員 積極的に相談させてもらいます。ありがとうございます。

○中田分科会長 ほかにありませんでしょうか。

じゃ、順番に、柳内委員、何かあればお願いします。

○柳内委員 ちょっと細かい部分を確認したいんですが、大規模自然災害の事業量のところでBCP等の策定漁港数、150漁港ということで、先ほど整備目標、アウトプットの説明のときに母数の港が150港と水産物流通拠点となる漁港についてのご説明があったので、これはほぼ100%BCPを策定するという意味合いでよろしいでしょうか。

○内田補佐 はい、そうです。

○柳内委員 事業量なので150港という表記だとは思いますが、計画がほぼ全てにあって、それで整備漁港の数値目標があるという、これは100%に近い表記をしたほうがかえってわかりやすいというか、インパクトがあるような気がして、やっぱりBCPがあってこそというのは大事だと思っていますので、かえってここはパーセンテージのほうがいいんじゃないかなとふと思いました。

○内田補佐 ありがとうございます。横並びということで、量ということで、ここを150と、ほかと並べて表記しましたが、そういう意味では、成果目標のアウトカムの②は、これは決してBCPだけをあらわしたものではありませんけれども、BCPをさらにつくって、なおかつハード、防波堤と耐震・耐津波ができているというものですので、ここで総合的にパーセントで見ると、結果、ハードも絡むので、ここはなかなか数字というのは地道に取り組んでいくしかないということですが、おっしゃられるとおり、流通拠点漁港についてはソフト対策は100%やりたいということですが。

○中田分科会長 それでは、嘉山委員、何かあればお願いします。

○嘉山委員 結構いろいろな補助金とか、すごい額が出ると思うんですけども、これに思うに、多分漁港を管理している漁協等に結構出ていくと思うんですが、東日本はあれなんですけど、西日本とかで結構聞かれるのは、漁協にいろいろな人を招き入れたりして、

その招き入れた人がどのような人物か、ちゃんと気をつけておかないと、その漁協が乗っ取られたとかということも聞いたことがあるので、その辺、気をつけておかないと、そっちのほうに結構予算が回っていってしまうと困ると思うので、その辺、気をつけてもらいたいと思います。

○吉塚計画課長 基本的には、地方公共団体が中核になって漁港漁場整備を推進していく。ただ、特に漁港漁場を整備する上で水産業協同組合が事業主体になる場合もありますので、そこは当然補助金という形で支援をさせていただくんですが、当然やっているかやらないかで、やらないところに補助金を渡すということはありませんし、やったことについてはちゃんとチェックしていきますので、変に使われるおそれは、ないと考えております。ご意見については十分施策に反映させたいと思います。

以上です。

○川崎委員 今の話、組合へ補助金が直接行くなんていうことがあり得るんですか。組合事業でやることってあるんですか。

○吉塚計画課長 漁場の整備とかは組合でやる場合がありますよね。

○川崎委員 でも、それは全部市町村が絡まるんじゃないですか。

○吉塚計画課長 絡まる場合もありますね。

○川崎委員 絡まらないで単協だけでやるときがありますか。

○内田補佐 特定計画なんかだと、一応荷さばき施設なんかは漁協さんも事業主体にはなり得ます。

○川崎委員 そういうものは問題じゃないでしょう。漁場整備とか、そういう部分で……。

○内田補佐 基本的には地方公共団体に、要するに漁港であれば漁港管理者さんが主で漁港の整備を推進していただいております、そこに対して我々が支援をしたりだとか、こういう立てつけになっておりますが、漁港漁場整備法の中には一応漁協さんも事業主体にはなり得るということを書いておまして、例えば最近、荷さばき所ということで、そういったところも可能性としてはもちろんあるということでございます。

いずれにしても、公共事業でインフラ整備ですから、長い目で、要するに何十年間も使っていくものですから、どんな使われ方をしたのかというのは、こういった施策の目標の進捗状況も含めて我々がしっかり見ていくので、変な使われ方というのはありません。ご安心ください。

○坂本防災漁村課長 今、公共の話でしたので非公共の話をいたしますと、川崎委員がお

っしやるとおり、事業主体が漁協であれ漁業生産組合であれ、必ず地公体を通して、北海道であれば道を通して、市町村を通してやらせていただきますので、より現場に近い地公体のほうで不穏なものがあれば、できる限りの排除は当然していただけるものだと思っております。

また、別途、嘉山委員のお話もありましたが、それは当然我々としては十分注意していかなければいかんですし、こういうことがあることについて、地公体のほうにも注意を促していくべきだと思っております。ありがとうございます。

○中田分科会長 それでは、ほかに、この長期計画の原案について何かコメントはございませんでしょうか。

特にないようでしたら、実は、本日ご欠席の橋本委員のほうから事務局のほうにご意見をいただいているようですので、ここで事務局からそれを紹介していただけますでしょうか。

○吉塚計画課長 橋本委員からご意見をいただいております。

1点目は、東日本大震災の復旧・復興が終わればそれでいいというわけではなく、南海トラフなどの巨大地震はますます切迫してきている。引き続き地震や津波対策を継続して取り組んでもらいたい。

2点目、必要な事業量はしっかり確保して漁港漁場整備事業を推進してもらいたい。

3点目、漁港ストックを有効活用して漁村のにぎわいを創出していくため、漁港の有効活用・多機能化に関し水産庁が示した考え方について、現場で判断する場合のルールや参考例を充実させてもらいたいという意見をいただきました。

○中田分科会長 事務局のほうから、何かそれに対して、特に最後の現場で判断する場合のこととか、考えておられることなどございますか……。

○吉塚計画課長 有効活用を図る考え方につきましては、優良事例というのも幾つかありますので、そういったものをなるべく横展開していくとともに、地方からの意見も集約しながら使いやすい方向で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中田分科会長 他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、橋本委員のご意見も含めまして、この漁港漁場整備長期計画の原案については、皆さんの意見も大体出尽くしたような感じがございます。本日いただいたご意見については、必要に応じて事務局のほうで対応を検討していただきまして、今後の細かい訂正

等については各委員のところにもう一度原案を送っていただいて、最終的な確認をしていただくプロセスを踏みたいというふうに思っております。そういうことも含めまして、大枠についてもご了解いただいたということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、ここで、最後になってしまったんですが、漁港漁場整備部長、岡部長がおいでになりましたので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○岡漁港漁場整備部長 こんにちは。遅れてしまい大変申しわけございませんでした。

この長期計画を最終的に3月閣議決定に向けて、各方面への説明を求められておまして、そちらのほうに出かけておったものですから間に合いませんでした。本当に申しわけございませんでした。

改めてになりますけれども、中田分科会長はじめ委員の先生方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして感謝申し上げますとともに、これまで3度、本日を含めて4度、熱心なご議論をいただきまして心から御礼申し上げたいと思います。

昨年7月に諮問させていただきまして、本日で4回目、あと各都道府県、40都道府県全県と意見交換を行ってまいりました。さらに、関係団体の他、一部県の漁業者さんとも意見交換を行った上で本日の原案がまとまっていると承知してございます。先生方のご指導によりまして、大変いい内容でまとまっているのではないかと我々も満足してございます。

この後、パブコメをかけるとともに文書審査を受けまして、さらには各省協議などの法定手続を経て、最終的に3月末の閣議決定に向けて、全力で取り組んでまいります。引き続き先生方のご指導、ご支援を賜ればと思います。

本日は遅れて申しわけございませんでしたが、熱心なご議論をいただいたと聞いてございます。お礼を申し上げましてご挨拶とさせていただければと思います。ありがとうございました。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、特に追加のご意見等がないようでしたら、本日、この分科会に付託されました審議事項につきましては審議終了というふうにさせていただきたいと思っておりますけれども、少し予定の時間に余裕がございますので、何かこの機会に意見交換をしておきたいというようなことがあれば、ご発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのほか何か連絡事項等がありましたら、事務局からよろしく申し上げます。

○吉塚計画課長 ご審議ありがとうございました。

本日審議をいただいた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針及び長期計画につきましては、先ほど部長からありましたように所要の進めさせていただきたいと考えております。

今後の手続の過程で生じる訂正等につきましては、次回分科会の前に各委員のところに送りさせていただきますチェックをお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の会議は3月16日木曜日午後1時から、場所は今回と同じく第2特別会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○中田分科会長 それでは、以上をもちまして、本日の漁港漁場整備分科会を終了とさせていただきます。長時間の審議ありがとうございました。いろいろ活発なご意見、どうもありがとうございました。

午後2時45分閉会